

第1回加東市総合計画審議会 次第

と き 令和4年1月24日（月） 14時から
ところ 加東市役所 201会議室

1 開会

2 市長挨拶

3 委員等紹介

4 会長及び副会長の選任

【資料1】加東市総合計画審議会条例

5 第2次加東市総合計画後期基本計画の策定についての諮問

【資料2】第2次加東市総合計画後期基本計画の策定についての諮問書

6 報告・協議事項

(1) 加東市総合計画審議会について

【資料1】加東市総合計画審議会条例

(2) 第2次加東市総合計画後期基本計画（第3次加東市総合戦略）の策定方針について

【資料3】第2次加東市総合計画後期基本計画（第3次加東市総合戦略）策定方針（案）

7 閉会

○加東市総合計画審議会条例

平成18年9月8日

条例第218号

改正 平成27年3月30日条例第20号

平成30年3月1日条例第1号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、加東市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、加東市総合計画の策定に関する必要な事項について、調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 公共的団体の役員及び職員
- (2) 識見を有する者
- (3) 市民を代表する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任し、又は解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会の議長は、会長がこれに当たる。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、委員でない者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、まちづくり政策部企画政策課において処理する。

(平27条例20・平30条例1・一部改正)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年加東市条例第37号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成27年3月30日条例第20号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月1日条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

諮問第 13 号



加東市総合計画審議会

第 2 次加東市総合計画後期基本計画の策定について（諮問）

第 2 次加東市総合計画後期基本計画を策定するに当たり、加東市総合計画審議会条例（平成 18 年加東市条例第 218 号）第 2 条の規定により諮問します。

令和 3 年 12 月 14 日

加東市長 安 田 正 義



第2次加東市総合計画後期基本計画
(第3次加東市総合戦略)
策定方針
(案)

令和4年〇月

加東市

1 基本的事項

(1) 策定の趣旨

本市では、平成30年度から令和9年度までの10年間を計画期間とする「第2次加東市総合計画」を策定し、基本構想において「山よし！技よし！文化よし！夢がきらめく☆元気なまち 加東」をまちの将来像として掲げ、これを実現するためにまちづくりの各分野の方向性を示した前期基本計画に基づき、施策を推進しています。また、前期基本計画の重点戦略に基づき、平成30年度から令和4年度までを計画期間とする第2次加東市総合戦略を策定し、人口減少や少子化の対策としてより効果的と考えられる施策を推進しています。

これらの計画の計画期間中において大きく変化した社会情勢として、令和元年度末に発生した新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化、多様性を尊重する価値観の浸透、ICTの発展によるデジタルトランスフォーメーションの推進などがあり、私たちの生活が新しいステージに移行していく兆しが見られます。

この度、令和4年度をもって前期基本計画及び第2次加東市総合戦略（以下「現行計画」といいます。）の計画期間が満了することから、新しい社会の流れを踏まえつつ、将来目標の実現に必要な政策・施策を新たにまとめ、活力ある輝くまちをつくるため、人口ビジョンの改訂を踏まえて令和5年度からを計画期間とする後期基本計画及び第3次加東市総合戦略を一体的に策定するものとします。

(2) 計画の名称

第2次加東市総合計画後期基本計画（第3次加東市総合戦略）（以下「次期計画」といいます。）

(3) 次期計画の位置付け

次期計画は、次のとおり位置付けます。

まちの元気づくりを
市民と協働で進めていく
ためのまちづくり計画

にぎわいの創出や人口減少・少子化対策を戦略的に進めていくためのまち
活性化計画

まちづくりを効率的かつ
効果的に進めていくための
総合的な行政経営計画

2 策定へ向けた取組方針

(1) これまでの取組の総括と反映

現行計画に掲げる取組の達成状況、成果、課題等を、加東市まちづくり推進市民会議や加東市総合戦略策定推進会議における点検・評価、検証を経て整理し、次期計画の策定に向けての基礎資料とします。

(2) 市民との協働による計画づくり

市民との協働によるまちづくりを進めていくに当たっては、次期計画の策定を、市民の参画を得て進めていくことが重要です。そのため、さまざまな機会を通じて市民から意見聴取を行い、民意を踏まえた計画づくりに取り組みます。

(3) 「後期基本計画」と「総合戦略」とを一体化

人口減少・少子化対策を効率的に、かつ、より一層効果的に推進するために、総合戦略を、市の最上位計画である総合計画と一体的に策定します。

(4) 市組織と連動した政策体系（枠組み）の維持

次期計画の推進や進行管理（行政評価）については、市の組織と連動した政策体系（枠組み）を引き続き採用します。あわせて、事務効率の向上、市民への分かりやすさ、市民サービスの向上の観点から、市の組織や事務分掌のあり方について検討します。

(5) 社会情勢の変化に対応した計画づくり

現行計画策定以降の社会潮流や市民ニーズの変化、国や兵庫県の動向等を見据え、新たな社会情勢への対応を盛り込んだ計画づくりに取り組みます。

(6) 予算と連動した計画構成

事務事業評価の予算編成への円滑な反映を実現するため、事務事業と予算事業との連動について検討します。

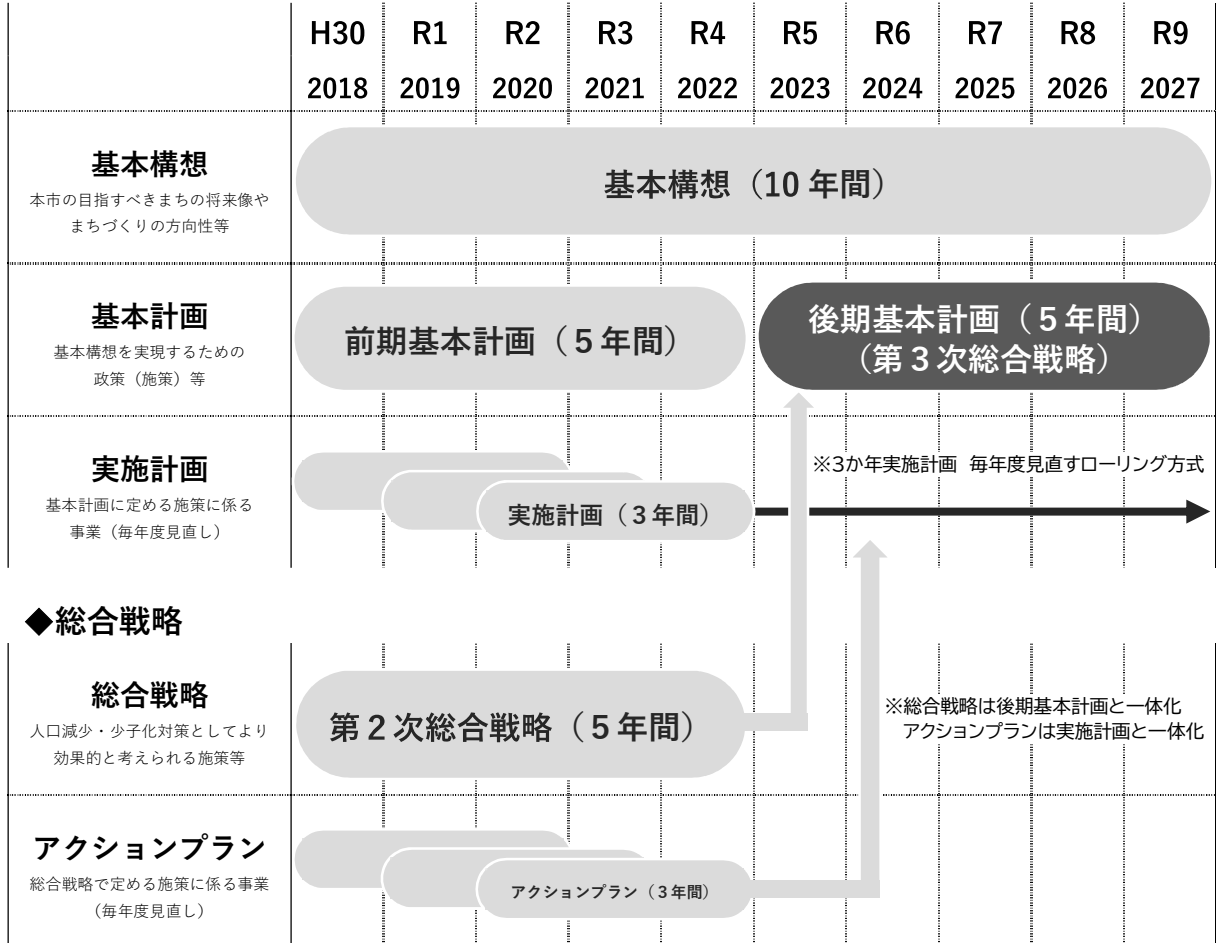
(7) わかりやすく使いやすい計画づくり

市民や市職員にとってわかりやすく使いやすい、また、成果の検証がしやすい計画づくりに取り組みます。

3 次期計画の構成と計画期間

次期計画は、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間の計画とします。

◆総合計画



4 策定体制等

(1) 市民参画

①加東市総合計画審議会

市の附属機関として、市長の諮問に応じて、次期計画の策定に関する必要な事項について調査及び審議を行います。委員は、公共的団体の役員又は職員、識見を有する者、一般公募による者、市長が必要と認める者 20人以内で組織します。

②市民対象アンケート

加東市の印象やこれまでの取組に対する満足度など、まちづくりに関する市民の認識や意向を調査します。無作為抽出により選出した 4,000人の市民を対象として調査を行います。

③中高生対象アンケート

魅力あるまちづくりを進めていくために、加東市の印象や将来の定住意向、まちのアピールポイントなど若年層の意向を調査しました。市内中学校・高校 2 年及び義務教育学校 8 年の全生徒（651 人）を対象として調査を行いました。

④外国人住民対象アンケート

多文化共生のまちづくりを進めていくために、暮らしでの困りごとや必要な取組などを調査しました。無作為抽出により選出した 500 人の外国人住民を対象として調査を行いました。

⑤パブリックコメント

次期計画素案を、市ホームページへの掲載や閲覧により公表し、広く市民等から意見を募集します。

(2) 庁内組織

次期計画をまちづくりの指針として機能するものとする必要があるとともに、全ての職員が次期計画に対する理解を深めることが重要であることから、全庁的な体制を整備し策定作業に取り組みます。

①策定委員会

部長会議構成員で組織し、次期計画素案を審議・調整します。

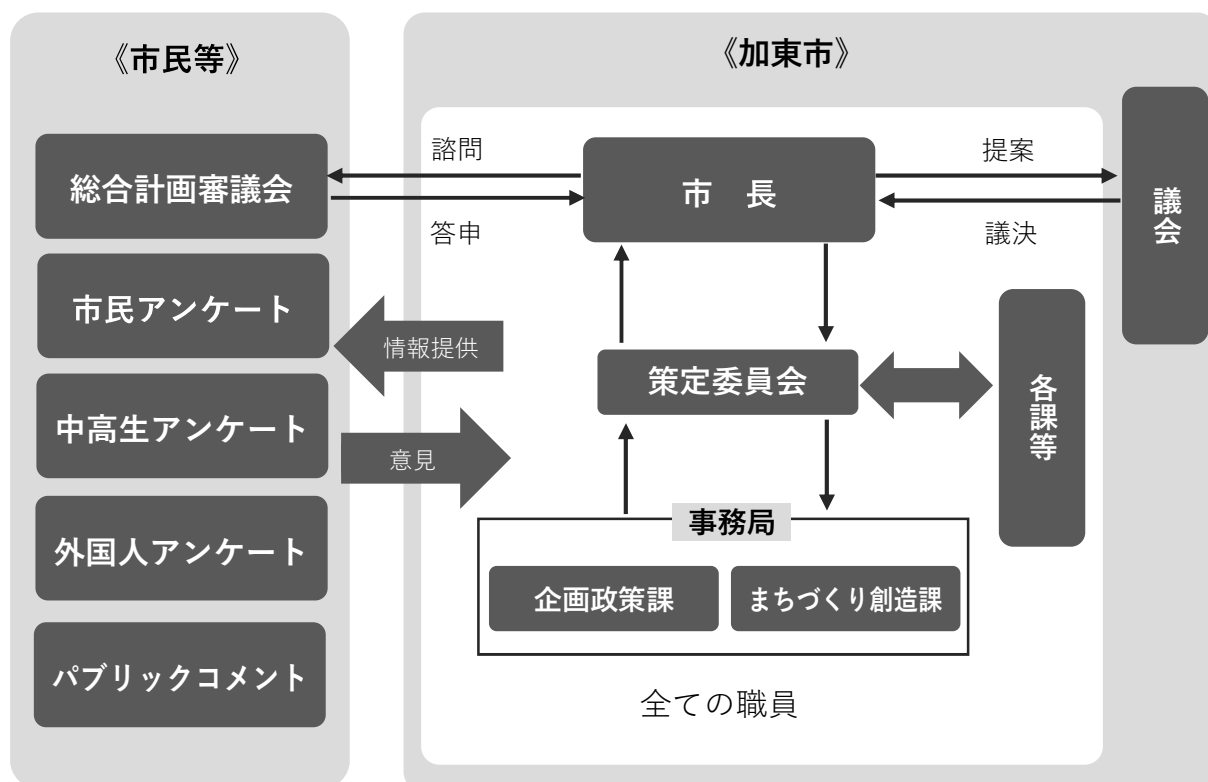
②各課等

次期計画素案の作成に係る資料提供や基礎資料の作成を行います。

③事務局

まちづくり政策部 企画政策課及びまちづくり創造課が担当します。

【策定体制図】



5 策定スケジュール

